

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場ごとに、現場代理人及び主任技術者等の設置を義務付けています。

真岡市が発注する工事についても、次の事項に十分留意し、適正な施工管理に努めてください。

第1 真岡市発注工事における配置予定技術者等について

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ◆ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場ごとに専任を要する主任技術者若しくは監理技術者にはなれません。
- ◆ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、主任技術者を兼ねることができます。
 - ・当該営業所で契約した建設工事であること。
 - ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。（当該営業所が真岡市内にあること。）
 - ・所属建設会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・工事現場に技術者の専任を要しない工事であること

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者、監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐）を置かなければなりません。

※なお、真岡市では現場の技術水準を確保すべく、予定価格7,000万円以上（税込み）の建設工事については、下請金額の大小にかかわらず、原則として監理技術者の資格を有する技術者の配置を義務付けます。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設工事を施工する場合は、金額の大小、元請・下請にかかわらず、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

- ◆ 主任技術者は、建設業法第26条の4第1項に基づき、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

※実務経験により主任技術者を配置する場合は、別紙1「主任技術者実務経験経歴書」を契約時に提出してください。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければなりません。

- ◆ 監理技術者は、主任技術者の職務に加え、下請業者の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。

- ◆ 発注者から請求があったときは「監理技術者資格者証」を提示する義務があり、さらに公共工事の場合は、監理技術者講習を受講したことを証する「監理技術者講習終了証」の携帯が必要となります。

※平成 28 年 6 月 1 日から監理技術者資格者証の裏面に講習修了の履歴を貼り付けることにより、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が 1 枚に統合されております。

- ◆ 工事受注段階において、下請契約の予定額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）を超えるかどうか流動的な場合は、工事途中で技術者の変更が生じないよう、監理技術者の資格を有する者を当初から配置しておくことが必要です。

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

一式工事に含まれる他の専門工事（建設工事に附帯する他の専門工事）を自ら施工しようとするときは、当該専門工事の施工に必要な資格を有する者を「専門技術者」として配置しなければなりません。

- ◆ 他の専門工事が政令で定める軽微な工事に該当する場合は除きます。
- ◆ 要件が備わっていれば、主任技術者又は監理技術者が専門技術者を兼ねることができます。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項、令第 28 条、令第 29 条）

公共性のある工作物に関する請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事に配置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請・下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときは、2 まで兼任できます。

また、監理技術者を兼任しようとする者（特例監理技術者）は、別紙 3「監理技術者兼任通知書兼 監理技術者補佐通知書」を契約時に、工事ごとに提出してください。提出の際、本通知書に併せて監理技術者補佐の資格証と雇用が確認できる書類の添付をしてください。

「専任」とは他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えないとされています。なお、詳細については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（国土交通省通知）のとおりとします。

4 現場代理人（建設業法第19条の2第1項、契約約款第11条）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であり、工事現場に常駐することが契約約款において求められています。

よって、受注者の代理人であることから、代表取締役（複数の代表取締役を選任している法人にあっては入札参加資格申請時において届出している者）及び代表取締役から入札参加資格申請時において委任を受けたもの（受任者）は現場代理人になることはできません。また、現場に常駐することが求められているため、代表取締役の職務と兼任することが適切でないことも理由のひとつとなります。

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方に通知すべきことを規定していますが、その資格等については規定されていません。

しかし、真岡市では、建設工事請負契約約款により、現場代理人について以下の条件を規定しています。

真岡市建設工事請負契約約款第11条

2 現場代理人※1は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐※2し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。※3

※1 現場代理人は、資格等の条件は規定していないので、一定の資格を有する技術者でなくともかまいません。

※2 現場代理人は、工事現場に「常駐」の必要が明示されている趣旨に基づき、同一工事の主任技術者又は監理技術者との兼務は可能ですが、原則として他の工事（下請工事も含む）の現場代理人や配置技術者になることはできません。

※3 「現場代理人の常駐義務の緩和」について、真岡市は次のとおり取扱うこととします。

①工事期間中の措置

次のいずれかの場合に、常駐を要しないこととします。

- ・工事の全部の施工を一時中止している期間
- ・契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ・工場製作のみが行われている期間
- ・工事現場で作業が行われていない期間

②他の工事との兼任を認める措置

真岡市又は市内各土地区画整理組合の発注する工事で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。

ただし、現場代理人を兼任しようとする者は、別紙2「現場代理人兼任届出書 兼 誓約書」を契約時に、工事ごとに提出し、以下の事項を遵守してください。

- i) 現場代理人は、兼任しようとしている工事以外の現場代理人又は主任技術者とならないこと。
- ii) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に常駐すること。

iii)現場代理人は、監督員及び工事現場との連絡が確実に行うことが出来る体制をとること。

- ・ いずれも当初請負額 4,000 万円未満の工事 2 箇所の兼任
- ・ 請負額 4,000 万円未満の工事と市内一円の道路等維持管理業務等（場所が特定されていないもの）の業務主任技術者（又は現場代理人）との兼任
- ・ 本体工事と本体工事に付随した随意契約による関連（附帯）工事との兼任

※なお、兼任を認めた工事において、上記事項に対する違反や、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

◎現場代理人と主任技術者の兼任の関係性について（全ての工事）

（兼任可） XさんがA工事の現場代理人と主任技術者を兼任

	A工事
現場代理人	Xさん
主任技術者	Xさん

理由：契約約款において現場代理人と主任技術者の兼任は認められているため。

◎現場代理人と主任技術者の兼任の関係性について（予定価格4,000万円未満の場合）

兼任が認められるパターン ① ~ ④

パターン①（兼任可） XさんがA現場（市）とB現場の現場代理人（組合）を兼任

	A工事（真岡市発注）	B工事（市内区画整理組合発注）
現場代理人	Xさん	Xさん

要：兼任届出書

理由：兼任を認める工事は、真岡市発注又は市内区画整理組合発注に限るため兼任が可能。

パターン②（兼任可） Xさんが2つの工事の現場代理人と主任技術者を兼任

	A工事	B工事
現場代理人	Xさん	Xさん
主任技術者	Xさん	Xさん

要：兼任届出書

理由：A現場とB現場のどちらかにXさんが常駐するため兼任が可能。

パターン③（兼任可） Xさんが2つの工事の現場代理人を兼任し、主任技術者にYさんを配置

	A工事	B工事
現場代理人	Xさん	Xさん
主任技術者	Yさん	Yさん

要：兼任届出書

理由：A現場とB現場のどちらかにXさんが常駐するため兼任が可能。

パターン④（兼任可）

Xさんが2つの工事の現場代理人を兼任しつつ、片方の主任技術者を兼任

	A工事	B工事
現場代理人	Xさん	Xさん
主任技術者	Xさん	Yさん

要：兼任届出書

理由：A現場とB現場のどちらかにXさんが常駐するため兼任が可能。

◎現場代理人と主任技術者の兼任の関係性について（予定価格4,000万円未満の場合）

兼任が認められないパターン ⑤ ～ ⑧

パターン⑤（兼任できない） XさんがA現場（市）とB現場の現場代理人（県）を兼任

	A工事（真岡市発注）	B工事（栃木県発注）
現場代理人	Xさん	Xさん

理由：兼任を認める工事は、真岡市発注又は市内区画整理組合発注に限るため兼任できない。

パターン⑥（兼任できない） XさんがA現場の現場代理人とB現場の主任技術者を兼任

	A工事	B工事
現場代理人	Xさん	Yさん
主任技術者	Yさん	Xさん

理由：A現場にXさんが常駐するため、B現場に行くことができないことから兼任できない。

パターン⑦（兼任できない） XさんがA現場の現場代理人とA・B現場の主任技術者を兼任

	A工事	B工事
現場代理人	Xさん	Yさん
主任技術者	Xさん	Xさん

理由：A現場にXさんが常駐するため、B現場に行くことができないことから兼任できない。

パターン⑧（兼任できない） XさんがA・B・Cの3つの現場の現場代理人を兼任

	A工事	B工事	C工事
現場代理人	Xさん	Xさん	Xさん
主任技術者	Yさん	Yさん	Zさん

理由：真岡市の場合、兼任は2の現場までしか認めていないため兼任できない。

5 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び技術者（主任技術者又は監理技術者）については、工事を請け負った建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない者（在籍出向者や派遣社員等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない者（工事期間のみの短期雇用）

- ◆ 「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省通知）において、特に現場ごとに専任が義務付けられる主任技術者等については、「入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある」ことを必要としています。

なお、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

- ・一般競争入札 = 入札参加申請日
- ・指名競争入札 = 入札の執行日
- ・随意契約 = 見積書の提出日

- ◆ 栃木県土木工事共通仕様書においては、「入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある技術者を配置しなければならない。」とされています。

6 特定建設工事共同企業体と技術者等

特定建設工事共同企業体が建設工事を施工する場合は、構成員それぞれが国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければなりません。また、下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、代表者が監理技術者を、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者を専任で配置しなければなりません。

なお、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

7 特定専門工事における主任技術者の配置義務の特例（法第26条の3、令第30条）

下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円未満の特定専門工事については、元請負人があらかじめ、注文者の書面による承諾を得たうえで、元請負人と下請負人（建設業者に限る。）が書面により次の内容について合意を得た場合、元請負人の主任技術者が下請負人の主任技術者が行うべき職務を併せて行うことができます。その場合、下請負人の主任技術者の配置は要しません。なお、主任技術者を置かないこととした下請負人は、再下請負させることはできません。

- i) 特定専門工事の内容
- ii) 当該元請負人が置く主任技術者の氏名
- iii) その他国土交通省令で定める事項

下請負人の主任技術者の代わりに職務を行う元請負人の主任技術者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- i) 特定専門工事と同一の種類建設工事に関して1年以上の指導監督的な実務経験を有すること。
- ii) 当該特定専門工事の工事現場に専任とすること。

※1 特定専門工事とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定め、型枠工事と鉄筋工事をいいます。

第2 配置技術者等の変更について

1 現場代理人の変更

契約期間中に現場の運営や取締りの責任者である現場代理人を変更することは、適正な契約履行の確保の観点から好ましくありません。よって、当該工事が完了するまでは、原則として変更を認めません。

ただし、発注担当課において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認めた場合にのみ変更を認めます。

2 配置技術者の変更

「監理技術者制度運用マニュアル」(国土交通省通知)に基づき、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐)の変更は、原則として認めません。

ただし、受注者からの協議により、例外的に変更を認める基準を満たし、発注担当課において、契約の履行に支障がなく、かつ、やむを得ないと認めた場合にのみ変更を認めます。

(1) 工事現場の専任義務を要する工事の場合

4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、次のア～クのいずれかに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して承認することにより変更を認めます。

ア 死亡したとき

イ 傷病、出産、育児、介護等により変更が必要であると認められるとき

ウ 人事異動により配置が不可能であると認められるとき

エ 退職したとき(会社側の都合によるものを除く)

オ 発注者の責めによる工期延長(工事中止等による大幅な工期延長の場合)

カ 現場条件による工期延長(工事中止等による大幅な工期延長の場合)

キ 工場製作を含む工事(工場から現地へ工事現場が移行する場合)

ク 長期間工事(一つの契約工期が多年に及ぶ工事)

(2) 工事現場の専任義務を要しない工事の場合

4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満の工事については、下記(3)の条件を満たしていれば、受注者からの協議に対して承認することにより変更を認めます。

(3) 技術者の変更が認められる場合の共通条件

①交代の時期が工程上一定の区切りと認められること

②交代前後における技術者の資格及び技術力が、同等以上に確保されること

③一定期間の重複配置により、工事の持続性及び品質が確保されること

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、 管、鋼構造物、舗装、電気、造園			指定建設業以外 (左記以外の22業種)				
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業		
営業者に必要な 技術者の資格要件		①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者		
工事現場の技術者制度	元請工事における 下請金額合計	4,500万円以上 (※1)	4,500万円未満 (※1)	4,500万円以上は 契約不可(※1)	4,500万円以上 (※1)	4,500万円未満 (※1)	4,500万円以上は 契約不可(※1)		
	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者		主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣 特別認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な 実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)			
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円(※2)以上となる工事							
	監理技術者 資格者証の必要性	国、公共団体等 発注の場合は必要	必要なし			国、公共団体等 発注の場合は必要	必要なし		

※1 建築一式工事の場合：7,000万円

※2 建築一式工事の場合：8,000万円

根拠法令	資格区分	級区分	確認書類	土木	建築	電気	管	舗装	造園	水道施設	解体※1	その他		
技術士法 「技術士試験」	建設・総合技術監理（建設）		登録証	◎		◎		◎	◎		◎※3	◎とび土工、しゅんせつ		
	建設「鋼構造及びコンクリート」 総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			◎		◎		◎	◎		◎※3	◎とび土工、しゅんせつ、鋼構造物		
	農業「農業土木」 総合技術監理（農業「農業土木」）			◎								※2	◎とび土工	
	電気電子 総合技術監理（電気電子）						◎						◎電気通信	
	機械 総合技術監理（機械）												◎機械器具	
	機械「流体工学」又は「熱工学」 総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）							◎					◎機械器具	
	上下水道・総合技術監理（上下水道）							◎			◎			
	上下水道「上下水道及び工業用水道」 総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）							◎			◎		◎さく井	
	水産「水産土木」 総合技術監理（水産「水産土木」）				◎								※2	◎とび土工 しゅんせつ
	森林「林業」 総合技術監理（森林「林業」）										◎			
	森林「森林土木」 総合技術監理（森林「森林土木」）				◎						◎		※2	◎とび土工
	衛生工学 総合技術監理（衛生工学）							◎						
	衛生工学「水質管理」 総合技術監理（衛生工学「水質管理」）							◎			◎			
	衛生工学「廃棄物管理」 総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）							◎			◎			◎清掃施設
	電気工事士法 「電気工事士試験」	第1種電気工事士		免状			○							
第2種電気工事士（実務経験3年以上）					○									
電気事業法 「電気主任技術者試験」	電気主任技術者（第1種～第3種） （実務経験5年以上）		免状			○								
電気通信事業法 「電気通信主任技術者制度」	電気通信主任技術者（実務経験5年以上）		免状									○電気通信		
水道法 「給水装置主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者（実務経験1年以上）		免状				○							
消防法 「消防設備士試験」	甲種消防設備士		免状									○消防施設		
	乙種消防設備士		免状									○消防施設		
職業能力開発促進法 「技能検定」	ウェルポイント施工	1級	技能検定 合格証書								※2	○とび土工		
		2級（実務経験3年以上） ※5									※2	○とび土工		
	路面標示施工												○塗装	
	建築大工	1級											○大工	
		2級（実務経験3年以上） ※5											○大工	
	左官	1級											○左官	
		2級（実務経験3年以上） ※5											○左官	
	とび・とび工	1級										○	○とび土工	
		2級（実務経験3年以上） ※5										○	○とび土工	
	型枠施工・コンクリート圧送施工	1級											※2	○とび土工
		2級（実務経験3年以上） ※5											※2	○とび土工
	冷凍空調和機器施工 ・空調和設備配管	1級						○						
		2級（実務経験3年以上） ※5						○						
	給排水衛生設備配管	1級						○						
		2級（実務経験3年以上） ※5						○						

根拠法令	資格区分	級区分	確認書類	土木	建築	電気	管	舗装	造園	水道施設	解体※1	その他		
登録基幹技能者講習 ※4	登録海上起重基幹技能者		講習 修了証									○しゅんせつ		
	登録硝子工事基幹技能者												○ガラス	
	登録建設塗装基幹技能者												○塗装	
	登録防水基幹技能者												○防水	
	登録内装仕上工事基幹技能者												○内装仕上	
	登録保温保冷基幹技能者												○熱絶縁	
	登録造園基幹技能者									○				
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者													○建具
	登録消火設備基幹技能者													○消防施設

- ※1 令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。
- ※2 「解体工事業」に関して令和3年3月31日まで各技術者になりうる国家資格等
- ※3 令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。技術士合格者については、平成28年度以降合格者も、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。
- ※4 平成30年4月1日より、登録基幹技能者講習（上記一覧表の講習に限る）のうち、各建設業の種類に対応する講習を修了した方は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者になることができます。
平成30年4月1日以前に登録基幹技能者講習（上記一覧表の講習に限る）を修了している方は、配置しようとする現場の業種（営業所専任技術者については許可を取得する業種）に関して10年以上の実務経験がないと、配置技術者（又は営業所専任技術者）になることができません。
- ※5 平成16年4月1日時点での合格者は実務経験1年となります。

主任技術者実務経験経歴書

ふりがな 技術者氏名			生年月日	年 月 日
法該当区分 (該当区分に○)	建設業法第7条第2号 <input type="checkbox"/> イ (指定学科卒業+実務経験) <input type="checkbox"/> ロ (10年以上の実務経験) <input type="checkbox"/> ハ (資格+実務経験) ※実務経験が必要な場合のみ			
実務経験業種	工事	実務経験年数	年 月	
卒業指定学科 (イの場合)	(学校名) (学科名)		年 月 卒業	
※卒業を証明する書類を添付すること。				
資格の名称 (ハの場合)				
実務経歴	実務経験の内容	所属会社名	実務経験期間	
			自 年 月	年 箇月
			至 年 月	
			自 年 月	年 箇月
			至 年 月	
			自 年 月	年 箇月
			至 年 月	
			自 年 月	年 箇月
			至 年 月	
			自 年 月	年 箇月
			至 年 月	
			自 年 月	年 箇月
			至 年 月	
	合計年数			満 年 箇月

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

真岡市長 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人兼任届出書 兼 誓約書

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

㊞

下記の工事について、現場代理人の兼任を届出します。

なお、現場代理人には、必ずいずれかの工事現場に常駐させるとともに、それぞれの工事現場の運営、取締り及び権限を確実に行使させることを誓約いたします。

記

現場代理人	氏 名 (生年月日) 緊急連絡先	(. .) - -
兼任する工事 (1)	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
兼任する工事 (2)	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	契 約 年 月 日	年 月 日
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで

※工期に変更があった場合には、変更後の工期を記載し、改めて届出書を提出してください。

監理技術者兼任通知書 兼 監理技術者補佐通知書

年 月 日

真岡市長

様

住 所

受注者 商号又は名称

代表者の氏名

下記の工事について、監理技術者の兼任を通知します。

また、兼任に伴い監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を配置しますので併せて通知します。

記

監理技術者	氏 名 緊急連絡先	— —
兼任する工事 (1)	補佐する者の氏名	
	補佐する者の資格	
	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
兼任する工事 (2)	補佐する者の氏名	
	補佐する者の資格	
	工 事 名	
	工 事 場 所	真岡市
	当初請負代金額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

※監理技術者を補佐する者については、資格証等と雇用が確認できる書類を添付してください。

※工期に変更があった場合には、変更後の工期を記載し、改めて通知書を提出してください。